

表題部所有者の登記のお知らせ

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第15条第1項の規定による登記を下記5及び6のとおり行う予定ですので、お知らせします。

令和7年3月19日

金沢地方法務局

登記官 河村 朋幸

記

1 手続番号	2 表題部所有者不明土地に係る所在事項	3 地目	4 地積
第2200-2023-0005号	白山市別宮町ニ106番	雑種地	23㎡

5 抹消する登記事項（表題部所有者不明土地の登記記録の表題部の所有者欄に記録されている事項）

持分7分の5 井家次吉

7分の2 井家九郎兵衛

6 登記すべき事項

持分7分の5 表題部所有者として登記すべき者がいない

[令和元年法律第15号第14条第1項第4号イ]